

# 標準化活動におけるパテント ポリシーの役割

江藤 学\*

平成18年10月 受付  
平成19年3月 受理

技術標準の作成において、その標準に含まれる知的財産の権利保護と、標準利用者側の便益とのバランスは、標準を策定する上で避けることのできない問題であり、近年、標準化活動における知的財産の取扱は重要度を増している。こうした標準化と知的財産権の問題解決手法として、多くの国際標準化機関において制定された、標準を作る際に特許等の知的財産をどのように扱うかを定めた、いわゆるパテントポリシーに注目が集まっている。2005年2月、国際標準化機関の代表であるISO、IEC、ITUが、このパテントポリシーの統一整備活動を開始した。これは、いわゆるホールドアップ問題の発生をできるだけ防ぎたいという、メンバー各国の強い要請によるものである。しかし、本当にパテントポリシーはホールドアップの防止に効果的なのだろうか。パテントポリシーを整備し、厳格に運用することで、全ての特許を発見でき、ホールドアップ問題を解決できるのであるか。本稿では、このような視点からパテントポリシーの有効性について検討を行い、パテントポリシーの本質的価値は、関連特許を発見することではなく、ホールドアップを起こす可能性のある者に対する抑止効果であることを指摘した。

## 1. はじめに

技術標準の作成において、その標準に含まれる知的財産の権利保護と、標準利用者側の便益とのバランスは、標準を策定する上で避けることのできない問題であり、近年、標準化活動における知的財産の取扱は重要度を増している。

こうした標準化と知的財産権の問題については、様々な側面からの対策が必要であり、標準を作る際の特許取り扱いのルール、特許法上のルール、独禁法上のルール、パテントプール育成のための環境整備などを総合的に整備していく必要があるが、その中でも最も重要なのが、1980年代中頃に、多くの

国際標準化機関において制定された、標準を作る際に特許等の知的財産をどのように扱うかを定めた、いわゆるパテントポリシーである。

2005年2月、国際標準化機関の代表ともいえるISO<sup>1)</sup>、IEC<sup>2)</sup>、ITU<sup>3)</sup>が協力して、このパテントポリシーの統一整備活動を開始した。これは、標準活動が最先端技術範囲に及ぶ中で、標準化された規格を利用するのに必須な技術に関する特許について、その特許の利用を制限したり、高額なライセンス料を要求したりする、いわゆるホールドアップ問題がクローズアップされており、標準化団体、特にパテントポリシー関連の整備が遅れているISO・IECにおける知的財産の取り扱い状況についてメンバー各国がそのビジネスリスクに強い不満を示したことが影響している。

\* Manabu ETO

経済産業省産業技術環境局 認証課長  
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 (勤務先)  
eto-manabu@meti.go.jp

- 1) 国際標準化機構：International Organization for Standardization
- 2) 国際電気標準会議：International Electrotechnical Commission
- 3) 国際電気通信連合：International Telecommunication Union

しかし、本当にパテントポリシーはホールドアップの防止に効果的なのであろうか。パテントポリシーを整備し、厳格に運用することで、特許等の存在把握力が増し、ホールドアップ問題を解決できるのであろうか。本稿では、このような視点からパテントポリシーの有効性について検討を行い、その限界を検証する。

## 2. 既存研究の歴史的分析

標準を、その果たすべき機能から分類すると、互換性維持のための標準、品質確保のための標準、多様性制限のための標準、情報や測定方法としての標準などに分類できる [1]。また、標準の作成過程に注目すれば、市場が標準を選択するデファクト標準、参加者の合意により標準を作成する合意標準、法令などにより決定される強制標準のように分類することもできる [2]。さらに、合意標準のうち、国家や国際機関における標準をデジュール標準と呼ぶこともある。

このように、標準には様々なタイプ、様々な目的を持ったものが存在するが、これら標準の中で特許と標準の衝突を巡る問題が発生しやすいのは、合意標準によって決められる品質や互換性の標準である。このため、こういった合意標準作成の場においては、古くから、標準の中に特許を包含する場合の手順に関する議論が進められている。これがパテントポリシーである。

歴史的に見ると、パテントポリシーを最初に定めたのは1974年のANSI<sup>4)</sup>であるとされているが [3]、ISOにおいても同様の検討を並行して進めており、1970年に米国のワシントンにおいて開催された理事會において「Note for guidance of ISO and IEC Technical Committees on reference to patented items in their publications」という文書が合意されている [4]。この合意は、1989年にISO/IECが標準手順書 (directives) を整備し、そこにパテントポリシーが記載されるまでの約20年間有効であった。

このようにパテントポリシーの整備が進められたのは、特許が存在する技術の標準への組み込みに関し、様々な問題が生じてきたからである。その代表例として知られるのがGSM標準策定における特許ライセンス問題である。欧州の携帯電話方式の標準

として知られるGSMは1991年に標準化活動が終了しているが、この過程において特定の特許ホルダーが恣意的な特許ライセンスを行ったことで、標準技術中に含まれる特許の問題が大きくクローズアップされることとなった。

Bekkersらは、この過程をビジネスの観点から詳細に分析している [5]。この分析によれば、GSMの特許権者のうち、モトローラ社がプロパテント的活動を主導し、同社+4社 (エリクソン (スウェーデン)、ノキア (フィンランド)、シーメンス (ドイツ)、アルカテル (フランス)) による市場寡占状態 (交換機、地上基地、端末の約85%) を作り出したが、その過程において標準に含まれる特許の扱いが重要な役割を果たしたことが指摘されている。元々、5社の中でモトローラ社は唯一米国を発祥の地とする企業であり、他の欧州企業と異なり、米国プロパテント市場で鍛えられた特許と標準化戦略を有していた。この経験がモトローラ社に独自の活動を生み出させたと言われる。モトローラ社と他社との最大の違いを最も明確に表しているのは、モトローラ社が、GSM標準開発中 (1987~1991) の期間に多くの特許を開発し出願したにもかかわらず、他社は標準開発における紳士協定に基づき、自らの発明を保護する活動を行わなかったことだ。さらに標準化の時期を標準化前 (~1987)、標準化活動期 (1987~1991)、標準作成後 (1991~) と分けると、モトローラ社は、標準化前に他社とのクロスライセンスを積極的に進め、仏ブル社など先行開発企業の特許使用権を獲得しておき、標準化活動期には自社特許を多数出願して技術的優位性を確立、標準作成後は主要な特許ホルダーとのクロスライセンスしか行わないという戦略で5社による寡占環境を醸成した。この戦略によって欧州や日本のその他の企業は当初数年間GSM技術のライセンスを得ることが出来ず、市場参入機会を失った。

このGSMの事例を契機として、特定の社の特許により標準技術の利用がコントロールされることを無くす必要性が認識され、合意標準における特許政策 (パテントポリシー) の重要性が高まった。これに最初に対応したのが、欧州の通信技術に関する標準化組織であるETSI<sup>5)</sup> である。元々欧州の国々は、標準に対し特許は公開されなければならないという

4) 米国規格協会：American National Standard Institute

5) 欧州通信規格協会：European Telecommunications Standards Institute

文化を有していたが、その中でも通信関係技術については接続性担保のための標準化が必ず必要となる分野であり、標準と特許の問題が発生しやすい土壤を持っており、ETSIにおいてこの議論が活発化したのは当然の流れであったと言える。

ETSIはこのGSMの経緯を分析し、新しいIPR方針策定に着手した。このETSIにおけるIPR方針策定についてはIvarsenが詳しい分析を行っている[6]。ETSIは1989年に知的財産権委員会(IPRC)を設置しIPRポリシーの検討を開始している。ETSIの狙いは、モトローラ社らの特許戦略に対抗し、必要なライセンスを希望するユーザーがいつでも特許の実施権を獲得できるようなルールを作成することであった。1992年にはEC委員会が「知的所有権と標準化の関係」というコミュニケを作成し、この動きを支援している。そして1993年にIPRCが作成したパテントポリシー原案は、①会員が関連特許情報を自主的に提出する、②リスク軽減のため、会員の所有する特許の効力を制限する、③会員はライセンスの公平かつ非差別的な設定を認めロイヤルティ額の上限を設定する、というもので、特許権者である会員の権利を一部制限した画期的なものであった。

これに対して、北米のメンバーは一貫してISOやANSIが採用している簡易なパテントポリシーを要求した。当時、北米メンバーはETSIで投票権の12%しか有していなかったが、彼らがETSIの標準の中に有する特許はその比率を大きく越えていた。

この1993年のETSIのルールは理事会においても成立したが、結局実施されないまま1994年に廃止されることとなった。そこには、ETSIからの脱退も辞さない米国企業の強力な陳情とEC委員会への欧州独禁法違反の申し立てが大きな力を発揮した。結局ETSIは1994年に暫定的に現在の国際標準化機関で採用されているのと同様の簡易なパテントポリシーを決定している。

しかし、その後も特許と標準を巡る環境は大きく変化し、標準化活動における知的財産の取り扱いに対しても影響を与えた。特に、ソフトウェア、プロトコル等の分野を中心に特許権を含む標準化原案が急激に増加し、この分野での標準化に様々な問題を発生させた。更に、技術開発・製品開発における国際競争が激化したことによる特許許諾の厳格化、い

わゆるプロパテント化の動きが世界的潮流となり、特許権者が特許のライセンス等に関し、以前ほど寛容でなくなってきた。このため、標準に含まれる特許についても他社の使用を許諾しないとの宣言や、法外な使用料を要求する事例が発生し、標準の策定が中断する事例が生じた。この事例としてはBT社(1995)とピレリ社(1997)の事例が知られている。BT社とピレリ社は、ITU-T(ITUの通信部門)において標準化作業が進んでいた光増幅器関連のインタフェース規格について必須特許を保有しており、この特許に関するパテントポリシーに定められた特許宣言を行わないことを標準化活動の場で表明した。ピレリ社の特許については、規格原案を改正することで対応したが、BT社の特許については技術的検討では解決せず、結局、1999年にBT社が当該特許のライセンスをRAND<sup>6)</sup>条件で行うことを宣言するまでこの標準案は勧告されなかった。

さらに、いわゆる「ホールドアップ」と呼ばれる問題が発生した。ホールドアップとは、標準として策定された後に、当該技術に自社の特許が内包されるとして、高額な特許使用料を要求する事例であり、ビジネスモデルの変化により製造業でない会社の特許権者としての参入もあり、これまでのクロスライセンス方式による対応が困難で大きな問題となった。この代表的な例が、VESA<sup>7)</sup>におけるローカルバス規格の作成後に自社特許を主張したDell社(1992)の事例、JEDEC<sup>8)</sup>において作成されたメモリー標準に関し、自社特許が包含すると主張したRambas社(1999)の事例、規格作成時に特許権者間でロイヤリティフリーを合意していたにもかかわらず、その特許保有会社を買収して特許権者となったForgent Networks社(2002)がJPEGにおける特許権を主張した事例などであろう。

これらの状況を受け、ITU-Tは1998年、日本の6社連名寄書を発端としてIPRポリシーの運用を効率化するガイドラインの作成に着手し、1999年IPRポリシーのガイドラインと特許宣言のための声明書フォームを制定した。

これに対しISO/IECは2001年に標準手順書を改定し、IPRポリシーの改正を行ったものの、ガイドラインなどの作成は行わなかった。しかし、2004年7月にISO/IECの共同活動であるJTC1のSC29にお

6) on Reasonable And Non-Discriminatory, 非差別かつ適切な価格でライセンスを提供すること

7) Video Electronics Standards Association

8) Joint Electron Device Engineering Council

いて、特許声明書の共通化をJTC1へ提案することが採択されたのを契機に本件の議論が活発化し、最初に述べたように、ISO/IEC/ITUの共同活動の場として設立されたWSC(World Standards Cooperation)において、2004年11月に特許ポリシーに関する議論を開始することに合意、現在特許ポリシーに関する共通文書の作成などを精力的に進めているところである。

このように長い議論を経てまとまって来た特許ポリシーについては、標準化団体の一般的観点からの分析もある。Jakobsenは、標準化団体においては、①標準化組織に参加すると、業界のリーダーは得る特許より提供する特許の方が多くなる、②多くの標準化団体は、特許を含む標準を作りたがらない、という2点から、業界のリーダー企業は標準化組織に参加するインセンティブが少ないという基本認識を提示した上で、標準化団体における特許ポリシーの変遷について分析し、今後の検討ポイントを指摘している[7]。この中では、特許ポリシーの明確化、特許調査の可能性、標準化メンバー外の有する特許の問題とその解決の方向が議論されている。

このような議論は、EU委員会においても継続的に実施されており、2004年に「標準化とIPRのインターアクション」という報告書を纏めている[2]。この報告書では150人を超える研究管理者、知財管理者、標準化専門家にインタビューし、標準化と知財との関係を探っている。この報告では、これらのアンケートと、21の事例研究の結果から、R&D、IPR保護、標準化、競争政策の4つの面から成る政策提言を行っているが、この政策提言の中には、必須特許の明確化、標準化機関のライセンス交渉への参加、ライセンス料の上限設定などといった、特許ポリシーを厳しく運用する方向の提言が多く並んでいる。

同様の分析は米国側にもある。Shapiroは、特許問題を補完財の経済学として考え、いかに効率的に必要な特許を集めることができるかがビジネス上重要であるとの前提で議論している[8][9]。その際に問題となるのが補完財の一つが利用不可または非常に高価になる場合であり、標準と特許の関係を考えた場合、標準利用製品中における特定特許の高価格やライセンス拒否がこれに当たる。Shapiroはこの解決策として、特許の存在が表面化している場合

には、①クロスライセンスの拡大、②特許プールの設立、③特許ポリシーの強制、によりある程度の解決が行えることを示している。

このように、過去の研究においては、ホールドアップ等の問題が特許ポリシーの整備だけで解決できるものではないことを認めつつも、標準化と知財の関係を整理する上で特許ポリシーの整備はまず最初に行うべきものであり、特許ポリシーを厳しく運用することで高い効果が期待できると結論づけている。

### 3. 特許ポリシーに関する問題の存在とその実証方法

ここまで述べてきたように、特許ポリシーは様々な問題点を有しつつも、標準化活動における知財権との関係を整理する有効なルールとして整備が進められてきた。ISO、IEC、ITUが協力して、この特許ポリシーの統一整備活動を開始したのも、特許ポリシーの明確化、厳格化がライセンサー、ライセンシー双方にとって価値があるとの大前提に立ったものである。確かに、各団体において特許ポリシーが異なっていたり、その運用方法に差があることは、標準化活動のコスト上昇の要因であることは間違いなく、統一する方向は正しいと考えられる。しかし、運用を厳格化することが本当に高い効果を生むのかは分析されていない。

特許ポリシーには、過去の研究で示された既知の限界に加え、これまであまり議論されていなかった問題点が見られる。そして、この問題が回避できない絶対的なものであるなら、特許ポリシーの厳格化は標準化活動にマイナス影響を与える可能性も高い。このため、特許ポリシーの本質的問題点について、その実態を確認し、今後の検討に資する必要がある。このため、本研究では、事例把握のためのアンケート調査、事例の研究及び標準化団体活動研究を実施し、特許ポリシーの問題点を正確に把握、その限界を知った上で、特許ポリシーの果たすべき役割を整理することとした。

アンケートは三菱総合研究所と共同で、ISOとIECの国内審議団体(約300)のうち、特許問題への関連可能性のある123の団体に対し、各団体の標準化委員へのアンケート回答を依頼した。実施期間は2005年12月～2006年1月でインターネットの専用ウェブで回答する方式を採用した。結果として、

205の有効回答が得られた。

なお、回答者の全員が「標準化活動」に関係する者であるが、うち88%が40歳以上であり、61%が5年以上の標準化経験を有するなど、標準化活動について熟知している回答者であった。図1は、特許と標準化の関係に関する認知度について質問した結果だが、半数近くの46%が標準に特許等を含んでよいことを知らず、63%がパテントポリシーの内容を知らず、実際に特許声明書の提出に携わったことのある「経験者」は12名でわずか7%に留まった。このアンケート調査での結果と文献調査等を元に、標準化活動過程で特許関係問題が顕在化した事例を把握し、当該事例に知見を有する者へのインタビューを実施し、特に、様々な分野において、パテントポリシーが想定した役割を果たしていない事例について分析することで、パテントポリシーの限界を見出した。

#### 4. パテントポリシーに関する既知の問題の整理

標準化団体におけるパテントポリシーは団体ごとに差があるが、主要な団体で定められた手続きを要約すると、①標準化する予定の技術に特許が存在することを認識した者は、それを標準化作業の場に報告する。②報告された特許を有する者は、その技術

が標準化された際に、その特許をどのようにライセンスするかを特許声明書により宣言する。有償で提供する場合はRAND条件で提供することを宣言する。③標準化団体は、特許の有効性、ライセンス契約等に一切関知しない。の三点に集約される。

このパテントポリシーについては、図2にあるように、アンケート調査においても多くの者が問題があると感じており、特に特許声明書経験者は大半が問題を感じている。このような問題のうち、以下に示すような問題は過去の論文等においても既知の問題として知られている。

##### (1) 特許の把握が強制されていない

パテントポリシーが求める特許調査は、「できるかぎり」(Best effort)又は「適当な範囲」(Reasonable effort)で特許情報を提供することであり、特許調査やその宣言を強制していない。その上、自社特許はともかく、他社が特許を保有していることを発見しても、3倍賠償条項<sup>9)</sup>の影響などもあり、メンバーは他社の持つ特許の指摘をしない。

これに代わって第三者が特許調査をしようとしても、特許の登録は各国別となっており、世界中の特許検索は、世界特許庁構想などが実現して世界唯一の特許庁とならない限り不可能である。結局特許調査は任意行為の域を出ず、網羅性を担保できない。

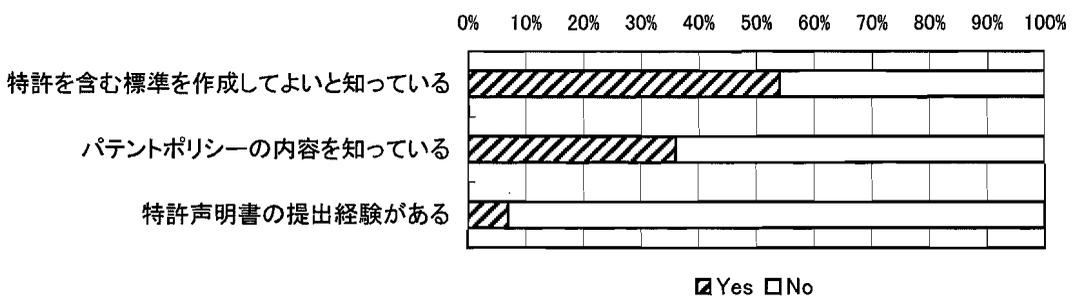


図1. 特許と標準化の関係に関する認知・経験

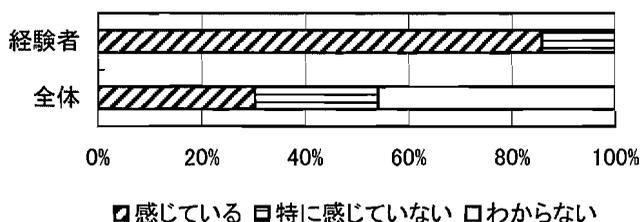


図2. 標準化における特許取り扱いルールに問題を感じるか

9) 米国特許法に「認定又は査定された金額の三倍まで、裁判所は損害賠償を増額することができる」との条項があり、故意の特許侵害の場合にこの増額賠償が適用されることが多い。

## (2) 特許宣言の範囲や方法、権利制限範囲が不明

現状のпатентポリシーは各団体ごとに異なっており、その宣言内容は大きく2つのタイプに分けることが出来る。一つは、ITU-Tに代表されるもので、ライセンスの無償許諾、RANDでの許諾、許諾拒否の何れかの態度を明確にしつつ、特許保有者は必ず宣言をすることがルールになっているものであり、もう一つはANSIなどが採用している、RAND（この場合のRANDには無償提供も含む）で提供する者のみが宣言するルールである。前者は、このルールにより全特許ホルダーに宣言を求めているため網羅性があると主張しているが、патентポリシーのルール上、ライセンス拒否者が存在する場合、その技術は標準にはなり得ないはずであり、その意味では後者のルールであっても特許保有者の網羅性については同等と考えられる。

この特許宣言は特許保有者の自主的行為として実施されるため、標準化メンバー以外に特許保有者がいた場合、この特許声明書をどのように収集するかも問題として指摘されている。

さらに、有償でのライセンスをRAND条件で宣言しても、実際の契約は企業間交渉に委ねられており、適切な価格（reasonable）とは何か、非差別的（non-discriminatory）とはどういう態度かについて明確な記述はどこにも見られない。このため、実態的にはライセンス価格の上限に関する制限も存在していない。

## (3) ホールドアップが発生した場合には対応できない

патентポリシーでは、もしホールドアップが発生した場合、規格の改訂を行うことにより、当該特許技術を標準から除外することで問題を解決することになっているが、実際には、既に普及した標準の改訂は無意味であり、結局この標準の利用者はライセンス料を払うしか、その技術を継続利用する道は無くなる。このような事例にはпатентポリシーで対応することはほぼ不可能であり、特許の裁定実施制度や独占禁止法などで対応するしかない。

## (4) 標準化団体の限界

патентポリシーは長い歴史の中で標準に含まれる知的財産の扱い方を規定するという大義名分の下改良が繰り返され、徐々に整備されてきた。しかし、本質的には標準化機関が特許紛争に巻き込まれることを防ぐための規定として、標準化機関において特許権に関して技術的な本文に立ち入った議論は

最小限にとどめること、特許に関する論争（実施権許諾、実施料その他）の解決は関係する当事者に任せられることを定めている。この原則を維持するがゆえに、標準化団体には、声明書を強制的に提出させたり、声明書に従うことを強制したりする権限がなく、本制度の運用には多くの矛盾が残り、結果的に様々な問題が生じているのである。

## 5. 新たな問題点の実証

4.で述べた問題点は、これまでも良く知られた問題であり、патентポリシーの運用を厳しくし、特許権者の権利を標準化関連技術に限って一部制限することである程度は解決に近づくことが可能な問題と言える。**図3**は、このような既知の問題を中心に、どのような点が問題かを具体的に聞いたものだが、ライセンス拒否、特許調査など、様々な問題に指摘が集まっている。そして、これらの追跡調査から、патентポリシーには前節で述べた他に、以下の様な重要な問題があることが判明した。

### (1) 関連特許情報収集の限界

標準化活動において、自社以外、特に標準化活動に参加していない他社企業が特許を有している可能性は益々高まっている。ITU-Tの資料によれば、2005年までに収集された声明書1407通のうち、約20%がメンバー外の特許となっている。ITU-Tのカバーする通信分野の場合、そのフィールドで活躍するメンバーの数が少なく、組織的に企業メンバーも受け入れているため仲間意識も高く、お互いの特許情報にも精通しており、特許情報が出てきやすい環境にあるが、ISO、IECの場合、標準作成のメンバーは基本的に各国代表であり、企業の代表者ではない。作業グループ（WG）段階では、エキスパートとして各企業の代表が参加するが、これらのメンバーも各国から推薦された者のみであり、興味を持つ社を網羅しているわけではない。このため標準化活動参加者以外の者の持つ特許情報は殆ど出てこない。

さらに、前に述べたとおり、本調査は任意調査であり、情報を提供するのには、規格作成に参加している者だけで、その者が「知りえたもの」のみ提供すればよく、特許の存在を知るための特段の努力義務は無い。このため、大規模企業の場合、自社の特許であっても関連する特許の存在に気づかない可能性がある。逆に言えば、気づかなかったと言え、自

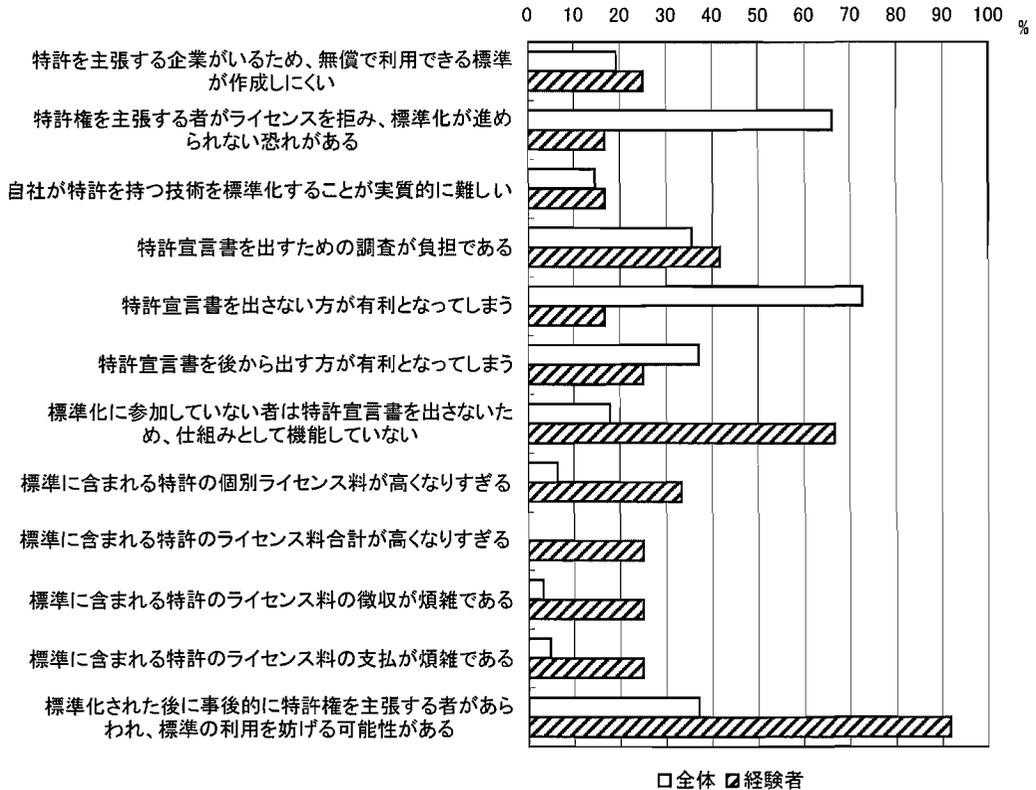


図3. どのような点に問題を感じているか

社の特許でさえ、その存在を公開しなくても容認される制度となっている。このため、これまでの標準化活動においては、参加各社は関連特許把握の網羅性については常に疑問を持ちつつ作業を進めざるを得なかった。

とはいえ、参加企業が特許宣言に対して積極的であれば、このルールもある程度は信頼できる結果を得ることができるであろう。しかし、実際には、各企業が特許宣言に熱心ではない。なぜなら、標準作成に参加している社のうち、当該技術に関する特許を保有していない社は、策定しようとする標準技術の中に特許が含まれることが分かれば、その特許を無償提供させたり、その特許を避けた形で標準を策定することを主張する。このため、特許が存在するという情報を早期に公開すると、その技術が標準に入らなくなる可能性を増大させることになる。このため、特許保有企業には標準策定作業当初に特許声明書を出すインセンティブは存在し得ない。つまり、現在のルールは、特許声明書を出す損をするルールと言えるのである。

例えば、ISOのTC130（印刷機の機械安全）において2004年にドイツが提案した印刷機械に関する安全規格（ISO12648）に関し、標準技術の検討を進めていく過程で、ドイツの三社の特許がこの技術の中に含まれることが判明した例がある。この例では、特許の存在が判明した後、日本はドイツ三社に対し、特許が無償で提供されなければ、本規格の作成に賛成しないとして、特許の無料提供を確約するように交渉を開始した。ドイツ三社は当初工業会名で特許権を行使しないとの文書を提出したが、特許権者である三社の名前が入っていないとして、日本側が拒否し、最終的に三社が特許権を行使しないとの声明書を提出して決着した。このように、特許問題ではライセンサー側にいる印象の強い日本の各社でも、ライセンサー側になった場合は特許の有料化に強く反対する。このため、当然ながらライセンサーは特許情報の提供に慎重にならざるを得ない。

また、カラーマネジメントシステムの標準化を進めていたIECのTC29では、過去数年間にわたった検討の後、2002年10月にIEC 61966-2-2（カラーマ

ネジメント技術)のFDIS(最終ドラフト)を各国へ回付し投票にかかった。この時点では、本標準技術の中には特許は存在しないとされており、各国は規格の成立に賛成投票を行った。このため、この規格は各国の賛成により成立し、2003年1月にIEC 61966-2-2規格として発行されたが、発行された規格書に突然K社の特許が必須特許として掲載されているという事実が発覚した。実は、最終投票が始まった直後、K社はIEC事務局に対し特許宣言を行っていたのである。この方法であれば、特許の存在によって他のメンバーから標準を変更されることがないため、K社にとっては有利な宣言方法であるが、他のメンバーからすれば裏切りとも言える行為であった。但し、現状のIECのペテントポリシーでは、いつまでに特許宣言を行うべきかの記載は無く、この事例もルール違反とは言えなかった。

特許を入れたために標準にならなかった例もある。2004年に日本から提案した光ファイバー接続用コネクタ(MPOコネクタ)の例である。この規格の原案はNTTと線材メーカーが特許を有するJIS規格であったが、国際提案の段階でこれらの社の特許に加え、コーニング社の提案により同社の特許技術を包含し原案を作成した。標準作成は、WD(WGの原案)、CD(委員会原案)、DIS(標準原案)と順調に進んだが、FDIS(最終標準原案)の投票において、突然欧州各国が反対に回り否決された(2006年6月15日)。この否決は、標準にコーニング社の特許が入ることでビジネスを独占されることを恐れた某社が欧州各国に根回ししたためと言われている。実際反対したのは全て欧州の国であった。

このようなライセンス側の意向に加えてISO、IECの特許情報の収集を難しくしているのが、ファーストトラック制度である。ファーストトラック制度はISO、IECにおいては1987年に利用可能となった制度であり、各国の国内標準化団体や特定のフォーラムによって作成された規格原案をISO、IECに持ち込むことで、約半年で国際規格を策定することができる制度である。この方法で作成された規格の場合、原案作成に関する議論が行われないため、ペテントポリシーに規定された特許保有者の宣言を収集する機会が無く、元々の原規格作成段階での調査が唯一の情報となる。元々の規格がJISやDINなど、特許調査を義務付け、それを規格に書き込むルールとなっている場合は特許情報も把握でき

るので問題は少ないが、問題は、このようなルールを持たないフォーラム等の規格を採用する場合である。

このフォーラムの代表が欧州のEcma Internationalである。Ecma Internationalは、1961年にEuropean Computer Manufacturers Associationとして設立された欧州のコンピュータ製造業者の標準化団体であったが、1994年に組織の名称を変更し、現在ではEcma International-European association for standardizing information and communication systemsとして、欧州企業に限らず多くの情報処理関係企業が参加した標準化団体として活動している。このEcmaは設立以降450を越える標準を作成しているが、その三分の二はその後ISO、IEC、ITU-Tにおいて国際標準として採用されており、特にISO、IECにおけるファーストトラック制度が使えるようになって以降、同制度で作成された規格の8割に当たる200規格はEcmaで作成された規格となっている。

ところが、Ecma自身のペテントポリシーは単純であり、特許宣言制度を有していない。Ecmaでは、作成した標準に特許が含まれる場合、それをRANDで提供することが会員資格の一つとして規定されており、会員外の特許が議論になることはあっても、会員の特許は全く議論されない。このため、ファーストトラック制度でISO、IECの標準となった場合も、特許情報は付加されないのである。

これはJISにおいても同じであり、ISO、IEC規格をJIS規格にする場合、特許調査は行わない。このため、Ecma規格を原案とするものの場合、一度も特許調査がなされないままJIS規格となるものも多い。

結果的に特許宣言の数はITU-Tに比べ、ISO、IECでは極端に少ない。ITU-Tにも同様の制度はあるが、ISO、IECに比べると制度の利用基準が厳しくこれまではあまり利用されていなかった。表1は主要団体の規格数と特許声明書の提出規格数、提出数をISO・IECのデータベース、ITU-Tの公開資料等を基にカウントして比較したものである。本件数については各団体のデータベースの不完全さ、一つの声明書で複数の規格に対する特許ライセンスを宣言したものの存在などから、一部誤差を含む可能性があるが、それでも、ITU-Tや、ガイドライン・フォーラムなどを自主的に決めるなど、特許問題に対する問題意識が高いJTC1に比して、ISO、IEC、JISの声

表1. 規格数と特許声明書の数 (2004)

団体名	規格数 (2004)	特許関連 規格数	声明書 提出数	声明書 書比率
ISO	13176	29	40	0.2%
JTC1	1765	76	935	4.3%
IEC	5296	38	57	0.7%
ITU-T	3450	219	1369	6.3%
JISC	9369	42	180	0.4%

注：ISO の件数は JTC1 の件数を除いてある  
各機関データベースより筆者作成

明書の提出比率がかなり小さいことが分かる。この結果からも、パテントポリシーによって集まる特許の網羅性は全く期待できないと言える。

## (2) 標準化作業の阻害

現状のパテントポリシーでは、標準に含まれる特許の保有者が、その特許のライセンスを RAND 条件で許可しない場合、標準に当該技術を含まないように変更することが唯一の解決策である。標準化団体がライセンス交渉に関与しない姿勢を堅持する以上、標準化作業メンバー以外が関連特許の利用を拒否した場合、これ以外の解決策は無い。確かにこのルールは完全な解決策のように見えるが、このルールが、標準の作成妨害に利用されることは殆ど認識されていない。

ITU-T の特許声明書データベースを見ると、その中に一件だけ、ライセンス拒否を宣言した声明書がある。にも関わらず、標準は作成されている。この案件で拒否宣言をした Teralogic 社は、JPEG2000 の標準化を検討していた ITU-T SG16 において、委員として参加し自社技術の提案をしていたが、自社技術が採用されなかったため、決定された JPEG2000 の中にも保有特許があるとライセンス拒否宣言をしたという事例であった。

こういった場合、特許の必須性については特許保有者の判断に任されているため特許声明書の提出を拒否することは出来ず、標準作成委員会は、標準原案に関して見直しをしなければならない。このため標準化作業が停滞するのが普通だが、本件に関しては異なっていた。原案を作成していた JPEG 委員会内で、当該特許は標準で採用した技術と関連がなく、回避策（標準の変更）は取る必要無しとの判断をして、規格を発行したのである。その意味で、本件では Teralogic 社の行為が標準作業を妨害した時

間は短かったが、通常の前案作成委員会の場合、特定特許の必須性を判断することは困難であり、やむなく標準化作業を中止することになる可能性が高い事例である。

JTC1 においても非接触型 IC カードの標準化において同様の事例があった。非接触型 IC カードの標準化では、当初7つの方式が標準候補として検討されていたが、そのうち一種の提案をしていた社が、その社の技術を標準としないなら、同社が有する非接触型 IC カード全体にかかる基本特許をライセンスしないと発言したものであった。結局この事例では、他国の反対が強く、この社はライセンス拒否をせずに自社技術の標準化を諦めることとなったが、企業側がもっと強行であったなら、この標準化が大きく遅れていた可能性が高い事例である。

このように幾つかの事例があるが、少なくともこれまでの事例は、実際に当該関連技術を持っている社の例であった。しかしパテントポリシー上は、実際には関連特許を有していない者であっても、標準化活動を停滞させることだけを目的に、特許宣言をすることが可能であることが図らずも顕在化した。標準化活動を遅らせて、その間に技術的キャッチアップを図るのは、技術的劣位にあるプレーヤーの当然の行動であり、現状のパテントポリシーは、このようなプレーヤーにとって格好のツールとなる可能性がある。

## (3) RAND の自由化

RAND の詳細が決定されていないことは、パテントポリシーの限界として語られることが多い。確かに、特許のライセンス条件は最終的にはライセンサーとライセンシーとの交渉で決定されており、そこで RAND 条件が守られているかどうかの検証は全く無い。社によっても RAND 条件に対する認識はまちまちであり、RAND という英語を厳格に解釈し、全てのライセンス希望者に全く同条件でライセンスしなければならないと考えている者もあれば、1社でもライセンスを受ける社があれば、その価格は「妥当な価格」であり、各社からのライセンス交渉を拒否しなければ、たとえ交渉が決裂し契約できなくとも「非差別的」であると考えている者もある。

この RAND の問題は過去にも何度も議論されており、端的に解釈できるものではない。国内においても、RAND については定義が必要と考える者

と、必要ないと考える者に二分されている。RAND条件については、ITU-TにおけるV.34モデムの標準に関し、モトローラ社とロックウェル社の争いがある。但し、結果的に和解が成立したため、RANDに関する明確な基準が示されたわけではない。

このRANDについては、標準化団体の動きが大きく2つに分かれつつあることに注視する必要がある。一つが欧州通信標準化団体であるETSIの動きであり、2005年秋にFRAND (on fair, reasonable and non-discriminatory terms and conditions)を強調して、RANDの均一公平性を強調する動きに出ている。図4は、アンケート調査により、このRANDを厳しく限定すべきかどうかを聞いたものだが、より定義を明確化したいという動きは標準化担当者には強いことがわかる。知的財産本部が毎年取りまとめている知財戦略においても、2006年から、RANDの定義の明確化について検討することが提示されており、社会的にはRANDを規制して標準の普及を図るべきとの論調が多い。しかし、特許宣言に関わったことのある者では「非差別性」では半分近く、「適切な価格」に関しては、7割近くが現状のままでよいと答えていることに注意する必要がある。つまり、知財関係に詳しい者は、現在の不明確な定義(特に価格に関し)が事業的には有利と考えていることがわかる。同様の動きは国際標準化団体でも見られ、ITU-Tでは、元々RANDを「on a non-discriminatory basis on reasonable terms and conditions」と標記し、「非差別」と「適切な価格」を分離することで価格は「非差別でなくても良い」ことを暗示させていたが、2006年6月にITU-Tは、特許声明書

におけるRANDの英文を「on worldwide, non-discriminatory basis and on reasonable terms and conditions」として、さらに「非差別」と「適切な価格」を明確に分離した。つまり、非差別は重要だが、ライセンス価格についてはreasonableであれば、非差別的でなくとも良いということを明確化した。これは実質的にはRANDの自由度を高める方向への変化であり、アンケートにおける「経験者」の意向と一致する方向と言え、パテントポリシーを厳しく運用する動きとは異なっている。

(4) ホールドアップ問題への対応

最後の問題が、パテントポリシーの強化が本当にホールドアップの抑止に繋がるのかどうかである。勿論、パテントポリシーの整備は、2.で述べたように、過去の技術独占やホールドアップ事件に学びつつ進んできた。しかし、結局のところ、パテントポリシーが求めているのは、「できるかぎり」又は「適当な範囲」で特許情報を提供することであり、特許調査やその宣言を強制していない。このため、ホールドアップが起こる危険性は結局排除されていない。ここで図3を再度見てみると、アンケート全体では、声明書における許諾拒否や特許調査、声明書の提出など、ルールがきちんと運用されることを前提とした問題点が多く指摘されているが、「経験者」の回答を見ると、「仕組みとして機能していない」、「ホールドアップが発生する」など、この制度が特許権者を見つけ、これを管理する仕組みとして機能していないことを問題視していることがわかる。

パテントポリシーの運用だけでホールドアップの減少が期待できない以上、次に期待が集まるのは、ホールドアップが発生してしまった後に取れる対策

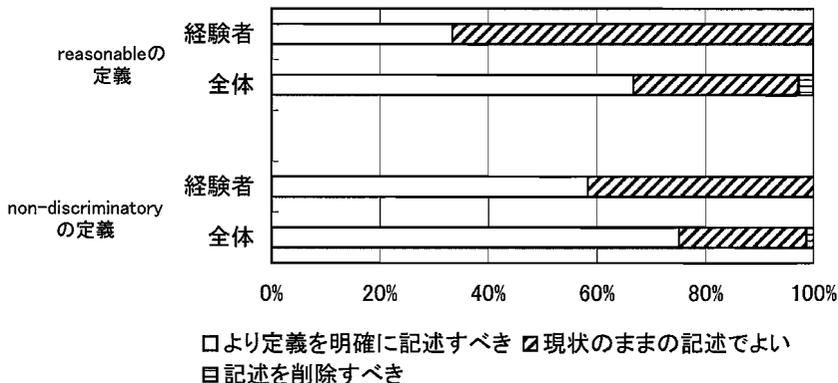


図4. RANDの定義を明確化すべきか

を整備することである。事実、2004年以降、公正取引委員会が独占禁止法の観点から、特許庁が特許法の観点から、ホールドアップ問題の解決を検討してきた。

公正取引委員会では、2005年6月29日付けで、特許等を含む技術の「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表した。しかし、ホールドアップ問題への対応としては、「標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する(拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む。)ことは、(中略)不公正な取引方法(その他の取引拒絶等)として独占禁止法上問題となる。」との記述にとどまり、問題となる行為が限定的で実態上適用される可能性は小さく、悪意のホールドアップを阻止することはできないガイドラインとなっている。

また、特許庁では、2004年に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいて、知的財産の円滑な利用を促進するための裁定実施権の適用可能性について検討したが、裁定実施権制度の見直しは慎重であるべきとの中間的結論に至った。現状でも検討が続いているものの、標準化関連で裁定実施権が活用される可能性はかなり小さいと考えられる。

## 6. 解決策の模索と適用

以上、現状のpatentポリシーはいくら厳しく運用しても標準原案に含まれる特許情報を網羅し、声明書を収集することでホールドアップを防止するという当初の目的を全く果たし得ないことを明らかにした。実際多くの企業は、自らの宣言提出と照らし、現在のpatentポリシーの特許網羅が不十分であることは認識しているはずだ。さらに、厳しく運用することで、標準化活動を阻害する可能性があることも示した。

実際、一部ではpatentポリシーの運用を緩和しようという動きもあることを考えれば、patentポリシーは、特許把握の網羅性を求めるのではなく、特許保有企業がホールドアップを実施する抑止力として活用するのが適当といえよう。このように考え

れば、patentポリシーの改良方向は、その運用を厳しくすることではなく、ルール上抑止力となる条件を加えることであることが分かる。前に述べたように、ホールドアップの防止には独禁法や特許法の力を借りることが必須である。patentポリシーは、この独禁法や特許法の力を借りやすくするルールを作る方向で整備するのが効果的である。そして、その為には、標準化団体自身が、積極的に特許問題に立ち向かうことが必須である。

以上の結果を踏まえ、日本工業標準調査会(JISC)ではpatentポリシーの抜本的改革を行った。我が国の鉱工業分野における国内規格であるJISを作成するJISCには長らくpatentポリシーに相当する規定が存在せず、国際標準化団体の規定を準用して運用していた。特許権等を含む規格のJIS化の手続きの整備が正式に行われたのは平成8年(1996年)の第8次工業標準化推進計画である。その後「21世紀における標準化課題特別委員会」の提言によりITUのpatentポリシーを参考に2001年に特許声明書提出のガイドラインを制定した。

しかし、本ガイドラインの制定に当たっては、これまで述べたようなpatentポリシーに関する本質的役割の議論はなされないまま、厳格に運用することが高い効果を挙げるとの判断で、ITU-Tのルールをさらに厳格に運用する方向でルールの制定がなされた。特に問題となったのが、特許宣言を行う場合に、必ず関連特許のリストを添付することを求めたことである。ITU-Tのルールでは、ライセンスを拒否する場合のみ特許リストの添付が求められていた。

この結果、国内の標準化作業で多くの障害が生じた。DVDの標準化が典型的例であり、特許リストが作れないという理由で国内での標準化を断念することとなった。結果的にDVDは、前に述べたEcma経由でJTC1標準となり、翻訳JISとして国内標準化されている。当然ながら、この方法をとったため、規格書に特許リストは添付されていない。

このような問題を解決するため、2005年3月、2006年4月の二度にわたりpatentポリシーの抜本的改定を行った。この改訂では、ここまでに述べた視点に沿って、ホールドアップの抑止力を高めるためのpatentポリシーを目指すものとなっている。改訂の基本的考え方とそのポイントは以下の通りである。

### (1) 何れかの公的な者による特許調査の実施

ホールドアップの発生可能性を少しでも低減するための最も直接的な対策が綿密な特許調査だが、特許調査については、「標準化団体が責任を持って実施する」、「WIPOに調査を依頼する」などの案が提案されているものの、現実的には一つの標準を作るために全世界の全ての特許庁が関連特許の存在調査を行わなければならない、実現は不可能である。実際、我が国の特許庁でさえ、特定の技術に抵触する特許の存在について調査する機能は持っていない。このための組織を新たに準備することも一つの政策ではあるが、現実的ではない。ETSIでは標準化団体自らの特許調査を検討しているが、予算上の問題が残っている。

JISでは多くの場合、規格原案を作成するのは規格を必要とする業界団体である。このため、この業界団体が規格原案を作成する際に、特許調査をし、拒否の無い声明書を収集した上で原案を持ち込むことをルール化することとした。業界団体というある程度公的な機関が特許調査を行うことで、各企業に対する責任を持った対応を期待している。

### (2) 標準原案の事前広報制度

標準を策定する前に、標準化団体事務局が当該標準の技術仕様を公開し、関連特許の保有者または、その特許の存在を知っている第三者に特許情報の提供を求める制度は、不作為のホールドアップの抑止に大きな効果が期待できる。

JISでは、JISCにおける原案の審議と並行して、規格原案のパブリックコメントを行い、特許情報の提供を求めるルールを制定した。このパブリックコメントは、元々WTO通報の一環として行っていたものであり、情報提供に強制力は無いが、事務局が匿名での情報提供を受け付けることで、第三者からの特許情報を得やすくなり、それが特許権者自らの情報提供も促進することが期待できる。また、将来的にホールドアップによる係争が発生した際にも、少しは有利な状況を期待できるだろう。

### (3) 公共福祉への影響調査と裁定実施の申し立て

もしホールドアップが起こった際には、標準化団体自らが、当該事案の社会への影響を調査し、当該標準が使えなくなることによる公共福祉への影響を把握、その影響が大きい場合は、特許当局に対し、当該特許の裁定実施を申し立てることをパテントポリシー上に明記する。これができれば、後から特許

の存在を明かしライセンス契約を強要する場合も、ホールドアップと思われるような高額なライセンス料を要求しにくくなることが期待できる。

JISにおいても、JISCが自ら当該事案の公共への福祉に関する調査を実施し、その結果を公表することを明示した。この結果を元に特許実施を求めている者は、特許庁に対し特許法93条による公共の利益のための通常実施権の裁定を請求することが可能となる。

なお、当初、JISC自らが裁定の請求をすることも検討したが、日本の特許法上、裁定の請求は特許の実施者にしか出来ないため、JISCは調査結果の公表のみ行うこととした。これだけでもホールドアップを行うとする社に対する大きな抑止力となることが期待できる。

### (4) パテントプール制度の活用

パテントプールは、プールの運営と特許の集積がうまく行けば、ホールドアップにより利益を得るよりも、パテントプールに参加して利益を得るほうが魅力的な環境を構築することが可能である。もちろん、パテントプールが適用できる標準はそれほど多くは無いが、もし活用できる可能性があるなら、積極的に活用することがホールドアップの発生を未然に防ぐことにつながるであろう。

残念ながら、JISのルールにこのパテントプールの仕組みを導入することは、関係業界の賛成が得られず今回は見送った。但し、ITU-Tでは、パテントプールの実現のため、メンバーが標準化作業中に特許保有者調査を行うことを2006年夏にルール化している。この動きは、標準化作業とパテントプール設立とを近づける第一歩として期待できる。

## 7. おわりに

以上述べてきたように、パテントポリシーは、いくら厳しく運用しても、ホールドアップ問題に対する根本的な解決策とはならない。そして明確な解決策とならないにもかかわらず、その方策の影響を十分に検討しないままパテントポリシーの運用を厳格化することは、実態に反し正直者のみが損をする制度となりかねない。

標準の普及と知的財産の保護、この両者のバランスを良好に維持するため、パテントポリシーの存在は重要であり、その役割としては、ホールドアップ等を行おうとする社に対する抑止力が最も重要な効

果であることを認識し、ISO、IECにおけるパテントポリシーの整備においても、制度強化・緩和の適度なバランスを維持することが重要であろう。

#### 参考文献

- [1] G. M. P. Swann, **The economics of standardization: final report for Standards and Technical Regulations Directorate**, Department of Trade and Industry, Manchester Business School (2000)
- [2] European Commission, **Interaction between Standardisation and Intellectual Property Right**, European commission Joint Research Centre (2001)
- [3] 山田肇, 標準化活動と知的財産権, **研究・技術計画学会第14回年次学術大会講演要旨集**, 研究・技術計画学会(1999)
- [4] 知的財産研究所, **技術標準を巡る知的財産権問題に関する調査研究報告書**, 財団法人知的財産研究所(1995)
- [5] R. Bekkers, B. Verspagen and J. Smits, Intellectual property rights and standardization: the case of GSM, **Telecommunication Policy**, **26**(3-4), 171-188 (2002)
- [6] E. J. Iversen, Standardization and Intellectual Property Rights: ETSI's controversial search for new IPR-procedures., **Informatik IV**, Aachen University Computer Science Department (2000)
- [7] K. A. Jakobsen, Revisiting Standard-Setting Organizations' Patent Policies, **Northwestern Journal of Technology and Intellectual Property**, **3**(1), Northwestern University School of Law (2004)
- [8] C. Shapiro, **Setting Compatibility Standards: Cooperation or Collusion?**, University of California, Berkeley: Haas School of Business (2000)
- [9] C. Shapiro, Navigating the Patent Thicket: Cross Licenses, Patent Pools, and Standard-Setting, **Innovation Policy and the Economy**, **Volume I**, MIT Press (2001)